

令和2年度第1回地域公共交通会議・活性化協議会

日時：令和2年7月27日（月）14：00～16：00

場所：小林市地域・観光交流センター「KITTO 小林」

◆会議次第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 説明

- (1) 地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会概要について 【資料1】

4. 議事

- (1) 令和2年度事業計画について 【資料2】
- (2) 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 【資料3】
- (3) コミュニティバスの見直しについて 【資料4】
- (4) 自家用有償旅客運送（外出支援サービス）の更新登録について 【資料5】

5. その他

6. 閉会

書面協議（説明用資料）

○ 令和2年度事業概要について【資料2】

各課が所管する公共交通事業の概要について、まとめたものとなります。

1 1 事業について、令和2年度事業計画及び令和元年度実績を記載しております。

その中で、主な改善内容を記載したものが「小林市地域公共交通網形成計画 実施計画」となり、令和2～3年度については実施計画に基づき事業を実施していく予定としております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を鑑み、感染防止策を徹底するとともに、各事業の進捗を管理していきます。

○ コミュニティバスの見直しについて【資料4】

コミュニティバスの「岡原循環線」及び「運動公園循環線」について、減便を実施する変更案となります。

住民への周知については、広報誌で市民乗車運動の呼びかけ（7回）や特集記事の掲載、バスの乗り方教室などを行い利用促進を図りましたが、利用増にはつながらなかったため、当該2路線について乗客の集約及び1回あたりの輸送人員増を図るために実施するものです。

- ・ 変更日 令和2年10月～

引き続き、その他の路線についても見直しを実施していきます。

○ 自家用有償旅客運送（高齢者等外出支援サービス）の更新登録 について【資料5】

須木地域内で実施している単独では公共交通機関の利用が困難な方を対象とした高齢者等外出支援サービスについて、道路運送法に基づき自家用有償旅客運送の更新を行うものです。事業を継続することによって、高齢者や身体障がい者等の交通手段を確保することを目的としています。

- ・ 有効期間 令和2年10月1日～令和5年9月30日（3年）

(1) 地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会の概要

	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会
法的根拠	道路運送法施行規則第9条の3	地域公共交通活性化・再生法第6条
目的	地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議する。	地域公共交通網形成計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行う。 (※交通網形成計画とは・・・地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ持続可能な地域公共交通網を形成していく計画)
主宰者・設置者	市町村長（複数も可）、都道府県知事	市町村（複数も可）
構成メンバー	①主宰者（市町村長） ②乗合バス・タクシー事業者及びバス・タクシー協会 ③住民または利用者 ④地方運輸局長 ⑤乗合バス・タクシーの運転者が組織する団体 ⑥道路管理者 ⑦都道府県警察 ⑧学識経験者 ⑨その他主宰者が必要と認める者	①設置者（市町村） ②乗合バス・タクシー事業者及びバス・タクシー協会 ③住民または利用者 ④乗合バス・タクシーの運転者が組織する団体 ⑤道路管理者 ⑥都道府県職員及び都道府県警察 ⑦学識経験者 ⑧その他主宰者が必要と認める者
設置年月日	平成19年4月1日	平成20年3月17日
検討交通形態	乗合バスを中心とした地域交通	あらゆる交通形態
具体的役割	○地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ○市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 ○交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項	○交通網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 ○交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。 ○交通網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

○小林市地域公共交通会議設置要綱

平成19年3月30日

告示第71号

改正 平成22年3月19日告示第68号

平成25年4月1日告示第99号

(目的)

第1条 市は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、小林市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 総合政策部長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 社団法人宮崎県バス協会の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 九州運輸局宮崎運輸支局長が指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (8) 道路管理者、宮崎県警察、学識経験者その他市長が必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長を置き、総合政策部長をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、企画政策課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡・通報窓口を定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日告示第68号）

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第99号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

小林市地域公共交通活性化協議会規約

平成 20 年 3 月 17 日制定

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、小林市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第 2 条 協議会の事務所は、小林市細野 300 番地小林市役所内に置く。

(業務)

第 3 条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合政策部長
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
 - (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
 - (4) 社団法人宮崎県バス協会の代表
 - (5) 住民又は利用者の代表
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
 - (7) 道路管理者、宮崎県警察の代表者、学識経験者その他市長が必要と認める者
- 2 協議会に会長を置き、総合政策部長をもって充てる。

(会長の職務)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 小林市地域公共交通会議を協議会の分科会とすることができる。
- 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、小林市企画政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員2人を置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年10月1日から施行する。

この規約は、平成22年3月23日から施行する。

この規約は、平成25年3月25日から施行する。

この規約は、平成27年5月28日から施行する。

この規約は、平成27年10月1日から施行する。

小林市地域公共交通網形成計画
実施計画
(令和2年～令和3年)

令和2年2月
小林市

1 地域公共交通の現状

(1) コミュニティバス

- ・宮崎交通株式会社に委託（指定管理）し、11 路線で運行。
- ・H30 年度の利用者数は 25,472 人、事業費は 15,665 千円。
- ・利用料金は、1 乗車 200 円（三松循環線は 100 円）、障がい者及び小学生は 100 円。
- ・運転免許証自主返納者（65 歳以上）は 3 年間 100 円で乗車できる特典制度を宮崎交通の自主事業として実施。
- ・路線毎の利用状況は、通学利用がある上九瀬線の利用者数が最も多く、大出水循環線、三松循環線の順に利用率が高い状況であるが、全体的に利用者は減少傾向。

(2) 乗合タクシー【細野団地－小林駅】

- ・宮交タクシー株式会社に運行業務を委託し（H31.4～）、細野団地～小林駅南口を結ぶ 1 路線で運行。
- ・H30 年度（H30.8～H31.3）の利用者数は 136 人、事業費は 647 千円。
- ・利用料金は、1 乗車 200 円、小学生は 100 円。
- ・利用状況は、運行日数 139 日（635 便）に対して、136 人の利用であり、1 日当たり 1 人の利用基準が達成できていない。

(3) 福祉バス【野尻・内山】

- ・三和交通株式会社に運行業務を委託し、野尻地区 6 路線、内山地区 1 路線で運行。また、通常運行前に小学生の通学利用として往路 1 便を運行。
- ・野尻線の H30 年度の利用者数は 10,506 人、事業費は 6,067 千円。
- ・内山線の H30 年度の利用者数は 110 人、事業費は 1,248 千円。
- ・利用料は、1 乗車 300 円（70 歳以上 200 円）、障がい者及び小学生は 100 円。
- ・運転免許証自主返納者（65 歳以上）へ 1 回限り回数券を交付。

(4) 路線バス

- ・宮崎交通株式会社による広域的に市町を結ぶ 7 路線（定期路線 5 路線、廃止代替路線 2 路線）で運行。
- ・H30 年度（バス年度 H29.10～H30.9）の利用者数は 160,938 人。
- ・路線バス運行維持のため、運行維持費の一部について、バス事業者に補助金を支出。（H30 年度の補助金は 10,518 千円）

(5) 高齢者等外出支援サービス

- ・ 社会福祉法人そうあいに委託し、須木区域内において、単独では公共交通機関の利用が困難な方の外出の手助けを行っている。(自宅～目的地)
- ・ 概ね 65 歳以上の高齢者で要介護、要支援、障がい者等を対象。
- ・ H30 年度の利用者数は 2,799 人、事業費は 1,305 千円。
- ・ 利用する場合は、予約が必要 (事前登録制)。
- ・ 利用料金は 1 乗車 100 円。

(6) 須木地区温泉バス

- ・ 市所有のバスを利用し、須木区域～かじかの湯を結ぶ運行サービスを実施。
- ・ 対象は、須木地区内 65 歳以上の高齢者。
- ・ H30 年度の利用者は 725 人、事業費は燃料代のみだが運転士及び補助員 (臨時職員) は市。
- ・ 利用料金は無料。

(7) 福祉タクシー料金助成

- ・ 一人暮らしまたは二人暮らしの高齢者や重度の障がい者が、タクシーを利用する場合に、料金の一部を助成。
- ・ タクシー券 1 枚につき 500 円を助成 (一度に使える限度枚数を 2 枚) し、年間最大 24 枚のタクシー券を交付。
- ・ H30 年度の利用件数は 14,035 枚 (8,145 千円)。
- ・ 平成 31 年度から、対象要件緩和を行うとともに、1 枚あたりの助成額を初乗り料金から 500 円へと削減を実施。

(8) 内山地区スクールバス

- ・ 内山小中学校の休校に伴い、野尻小中学校へ通学する児童・生徒を送迎。
- ・ 三和交通株式会社に運行業務を委託し、小型車両とジャンボタクシー計 2 台で運行。
- ・ H30 年度の利用者は 4,332 人、事業費は 3,743 千円。
- ・ 現在、生徒 11 名 (小学生 9 名、中学生 2 名) の利用があり、学校行事、夏休みなど生徒に合わせた運行を実施。

2 維持・活性化のポイント（課題）

■ コミュニティバス・福祉バス

- ・ 輸送人員の低い路線の見直し [※基準 1 回当たりの輸送人員 2.0]
- ・ 他の公共交通機関との接続及びダイヤの調整（利便性の向上）
- ・ 地域の実情に応じたサービスの提供
- ・ 利用者増の取組（イベント・サービス等）
- ・ 新たな交通手段の導入検討（デマンド型交通）
- ・ 運行車両の更新（コミュニティバス 4 台、福祉バス 1 台）

■ 乗合タクシー

- ・ 路線の統廃合も含めた見直し
[※基準 1 日当たり 1 人利用]
- ・ 主要施設（病院・スーパー等）への接続
- ・ 利用実態の調査

■ 路線バス

- ・ 交通事業者の運転士確保
- ・ 利用促進の取組（イベント・サービス等）
- ・ 通学利用の推進（市内高等学校通学費助成）

■ 高齢者等外出支援サービス・須木地区温泉バス

- ・ 他の介護保険サービス等と併せた事業内容の検討
- ・ 病院や福祉施設が運行する送迎バスとの兼ね合い

■ 福祉タクシー料金助成

- ・ 要件の見直し検討
- ・ 利用者状況の分析

■ 福祉バス（内山線）・内山地区スクールバス

- ・ 内山地区における利便性の向上（便数及びダイヤ）
- ・ スクールバスとの混乗化検討

■ 新たな公共交通手段の検討

- ・ デマンド型交通の導入検討

3 今後の方向性

基本方針

■幹線交通（鉄道・バス）

沿線市町を繋ぐ広域的な移動や区域内の移動を支える交通であり、移動手段を持たない高齢者や学生を中心に利用され、重要な役割を担っている。したがって、引き続き路線の維持・存続に努める。

■支線交通（フィーダー）

- (1) 三松循環線 ⇒ 中心市街地活性化及び買い物や通院・通学など交通弱者の生活路線として、利用しやすい路線を目指す。
- (2) その他路線 ⇒ 市内主要集落と交通拠点（小林駅）を結ぶ路線であり、路線バス、J R 吉都線への乗り継ぎの利便性向上に努める。
- (3) 福祉バス【野尻】 ⇒ コミュニティバスとの統一について検討する。
※利用料金や名称など市民目線での統一化

■スクールバス（教育分野）

廃校・休校に伴うスクールバスは維持存続に努める。ただし、地域住民の移動手段として合間利用（混乗化等）について検討する。

■その他（福祉分野）

バスや鉄道など公共交通機関の利用が困難な移動需要（障がい者等）に対しては、福祉施策として検討を続ける。

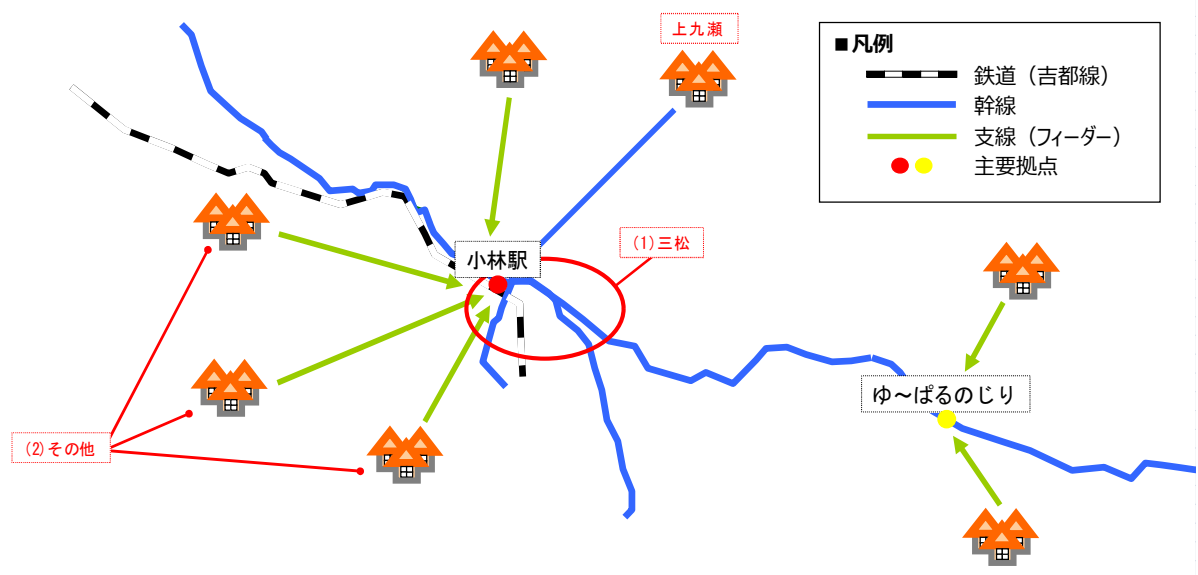


図. 補完関係イメージ

個別事業方針

① コミュニティバス・福祉バス

◆ 運行形態の統一

同じ小林市内で運行するバスであり、利用者の用途が類似しているため、コミュニティバスと福祉バスの利用料金を含めた運行形態を統一し、わかりやすい料金体系を構築する。※法定協議会（小林市地域公共交通会議）での承認が必要

◆ 利便性の向上

利用状況や要望等を検討し、他の交通機関との乗り継ぎしやすいダイヤ改正やルート変更、減便・廃止（見直しの基準設定）など、随時見直しを実施する。

◆ 利用促進策の展開

バスに親んでもらうための「乗り方教室」の開催や、利用促進を目的とした「無料乗車の日」を設定する。

◆ GTFS-JP データの整備

コミュニティバス等の運行情報が経路検索サービス（Google 等）で表示されるよう必要なデータを整備し、全国網羅的な情報提供の向上を図る。（利便性の向上）

◆ 中心市街地活性化基本計画との関連

「てなんど」シャトルバス及びまちなか回遊バスの導入について、他の施策との競合等も考慮し、検討を続ける。また、中心市街地をめぐる交通である「三松循環線」の活用について、運行方法等検討を行う。

② 乗合タクシー・路線バス

◆ 乗合タクシーの廃止

基準である1日当たり1人の利用が達成できていない状況であるため、当該路線については廃止とする。

[R1 利用実績 4月～12月]

便数 327 便（日数 109 日）

利用者数 48 人

平均乗車密度（利用者数／便数） 0.15

◆ 運行費補助の継続

広域的に近隣市町をつなぐ路線バスは、交通手段を持たない高齢者や学生の重要な交通手段であるため、運行費補助を継続し、存続を図る。

◆ 市内高等学校通学費助成の継続

教育における保護者の負担軽減や公共交通機関の利用促進を図ることを目的とし、また、市内高校への通学促進（維持・存続）及び運行費補助との兼ね合い（2重助成になる）により、事業内容は現状のまま継続する。

③高齢者等外出支援サービス・須木地区温泉バス・福祉タクシー料金助成

◆高齢者等外出支援サービス

既存の運行形態やサービス内容について、検討を続ける。

◆須木地区温泉バス

須木地区温泉バスについては、運営方法について検討する。

◆福祉タクシー料金助成

福祉タクシー料金助成については、対象者の要件や交付枚数について、実施状況等を踏まえて検討を続ける。

④福祉バス（内山線）・内山地区スクールバス

◆スクールバスと福祉バス（内山）の統合

スクールバスは、児童・生徒に合わせた運行形態であり、車両の定員等を考慮しても内山地区での混乗化は困難であるため、福祉バスとの統合を図る。※内山小中学校廃校に伴う措置であるため、保護者の意向を配慮し、何らかの形で継続する必要がある。

現在の週1日、1往復からの増便要望を考慮して、昼間は予約があった場合のみ運行し、停留所間を移動するデマンド型交通の導入を検討する。登下校の時間帯は児童・生徒に合わせた時間帯で運行し、住民から事前予約があった場合に増便（昼間）することにより、内山スクールバスとの混乗化を図る。※地域とは未調整であるが、住民のニーズを再度把握する必要がある。（内山地区の地域課題解決）

※地域住民の意向が重要であるため、意見交換の場を設け、平行して交通事業者と運行内容を、運輸支局と申請関係の調整を図る

[参考]

福祉バス（内山） 事業費 1,248 千円

スクールバス 事業費 3,743 千円

⑤新たな交通手段の検討

◆デマンド型交通の導入

内山地区において、デマンド型交通の導入を検討する。

◆市域全体への導入

八女市の場合、年間 60,000 千円程度の経費がかかっている。本市においても同程度の経費がかかることが予想できるため現状では導入は困難であるため、移動の利便性や効率性が期待される新モビリティサービス（MaaS や自動運転等）の導入について、国や県の動向に注視し検討する。

⑥ 小林市地域公共交通網形成計画(H29～R3)に従って、各事業の進捗状況の把握を行い、適時見直しについて検討する。そして、地域・運行事業者・行政がともに考え、住民のニーズに対応した、効果的かつ効率的な公共交通ネットワークの形成を目指します。

4 計画期間及び事業スケジュール

事業内容	令和2年度				令和3年度	
	4～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4～6月	7月～9月
①コミュニティバス・福祉バス						
◆運行形態の統一	協議・検討		協議・検討	申請・手続き	統一化	→
◆利便性の向上	協議・検討	申請・手続き	見直し実施	→	利用状況分析	
◆利用促進策の展開	協議	無料乗車の日	乗り方教室		協議	利用促進
◆GTFS-JPデータの整備	作成 →	調整・手続き	→	公開	→	→
◆中心市街地活性化基本計画との関連	協議・検討	→	協議・検討 見直し実施	→	協議・検討 利用状況分析	
②乗合タクシー・路線バス						
◆乗合タクシーの廃止	廃止	/	/	/	/	/
◆運行費補助の継続	協議・検討		申請・手続き		協議・検討	
◆市内高等学校通学費助成の継続	周知	申請受付 →	周知	申請受付 →	周知	申請受付 →
③高齢者等外出支援サービス・須木地区温泉バス・福祉タクシー料金助成						
◆高齢者等外出支援サービス	協議・検討	→	→	→	→	→
◆須木地区温泉バス	協議・検討	→	→	→	→	→
◆福祉タクシー料金助成	利用状況分析	→	→	→	→	→
④福祉バス（内山線）・内山地区スクールバス						
◆スクールバスと福祉バス（内山）の統合	住民意向調査	協議・検討	→	申請・手続き	混乗化	→
⑤新たな交通手段の検討						
◆デマンド型交通の導入	住民意向調査	協議・検討	→	申請・手続き	実証運行	→
◆市域全体への導入	協議・検討	→	→	→		
庁内地域公共交通会議	会議	会議	会議	会議	会議	会議
地域公共交通会議	会議		会議	会議	会議	

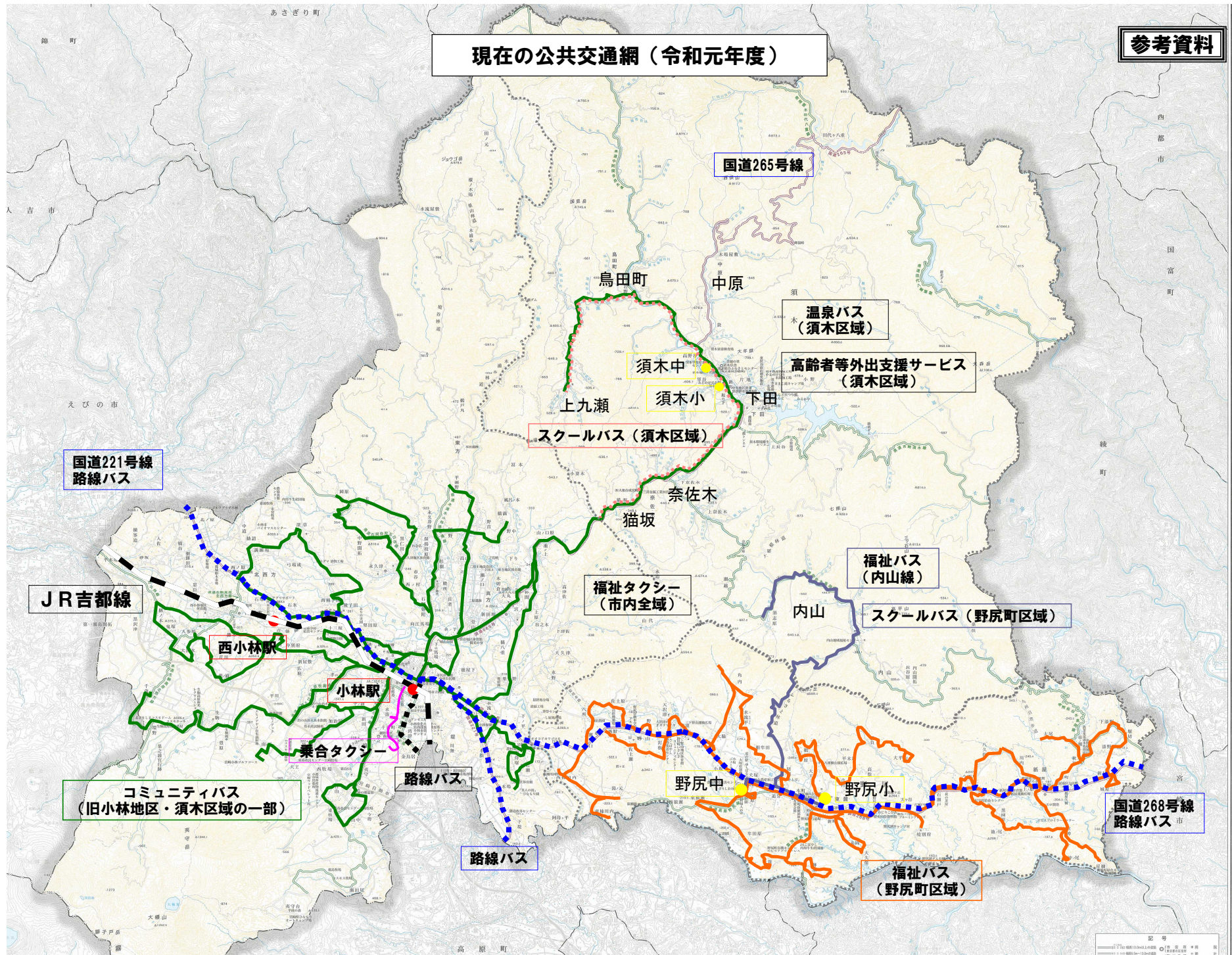
※ **点線枠** は、検討の結果実施が決まった場合のスケジュールです。

※ 実施時期は、バス年度・行政年度の区分により前後する場合があります。

(10月～9月) (4月～3月)

現在の公共交通網（令和元年度）

参考資料



様式第1-6(日本工業規格A列4番)

企第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 小林市
住 所 宮崎県小林市細野300
代 表 者 氏 名 小林市長 宮原 義久

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和2年7月 日
 (名称) 宮崎県小林市

<p>生活交通確保維持改善計画の名称</p>
<p>小林地域内フィーダー系統確保維持計画</p>
<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>小林市は、公共交通拠点としてJR小林駅（宮崎交通バスセンター）を有しており、そこから発着する路線バス、コミュニティバス及びJR吉都線により構成される公共交通網が宮崎市、南九州地域の中心都市である都城市、鹿児島県との陸の玄関口であるえびの市へ広がっている。</p> <p>公共交通は、宮崎市及び都城市の総合病院・大規模商業施設へのアクセス、通学等、当市民の日常生活機能を担う幹線交通網を利用する手段として、車を運転できない高齢者や学生を中心に、生活に必要不可欠なものとして機能している。</p> <p>路線バスの運行がない交通空白地では、フィーダー系統路線としてコミュニティバスがこの幹線交通網に通じる支線の役割を果たしている。しかし、当市においては、人口減少の傾向及び自家用車の普及により、公共交通機関利用者が減少し続けており、加えて、少子高齢化に伴う労働人口の減少等による市財政の硬直化、地球環境への配慮への対応等の課題が運行を維持する上での大きな問題となっている。</p> <p>これらの問題を解決するため、地域公共交通確保維持事業により、交通手段を持たない方の交通手段であるコミュニティバス路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>別表1「路線毎の目標」を添付。 (小林市地域公共交通網形成計画 P89 参照)</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>交通空白地解消のため、フィーダー系統路線は必要不可欠であり、全運行系統の経常収支率の向上に努めることで、財源負担の軽減を図る。これら路線を維持することで、交通手段を持たない高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで効率的な運行体系が実現し、地域住民の外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・路線ごとに検証を行い、利用者推移を考慮しながら、平均乗車密度の低い路線を中心に見直しを行う。(小林市・バス事業者) ・バス停留所まで距離が離れている区間の移動や地域内で取組可能な移動サービスについて検討を行う。(小林市・関係機関) <p>(小林市地域公共交通網形成計画 P83、P84 参照)</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>

<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。 予定している時刻・運行予定期間については、関係資料を添付。 運行予定者については、平成31年～令和5年度のコミュニティバス指定管理者を、宮崎交通株式会社に選定することで議会の議決を得ている。 交通空白地帯の解消、国道を走る既存の宮崎交通路線と連携を図るために、小林地区12系統、須木地区1系統の計13系統運行全ての系統が小林駅を発着としている。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>運行事業者への運行委託料を含む運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を小林市が負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>小林市</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>13系統を運行するバス車両4台については、マイクロバスが13年、ハイエースが10年を経過しているため、早急な買い換えが必要となっている。R3年度にマイクロバス1台を更新するが、順次購入する必要がある。</p>

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標 小林市まちづくりアンケートにおける利用者満足度 40%以上（1 年度の実績 38.1%） 別表 1 「路線毎の目標」を添付。	
(2) 事業の効果 路線を維持することにより、高齢者などの自ら移動手段を持たない住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を添付	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用 した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
令和 2 年 7 月 27 日（第 1 回）本計画について説明を行い、全ての構成員から合意を得られた。	
18. 利用者等の意見の反映状況	
コミュニティバスの利用者の意見や、地域住民からの要望を受けて、計画に反映させた。 また、小林市地域公共交通活性化協議会にて本計画の意見を求めた。	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	宮崎県総合政策部総合交通課
関係市区町村	小林市総合政策部企画政策課
交通事業者・交通 施設管理者等	宮崎交通(株) (社)宮崎県タクシー協会 (一社)宮崎県バス協会 宮 交タクシー労働組合小林支部 小林土木事務所 宮崎県小林警察署
地方運輸局	九州運輸局宮崎運輸支局
その他協議会が 必要と認める者	民生・児童委員代表 商店街代表 障がい者代表 高齢者代表 須木 区域住民の代表 野尻町区域住民の代表 西諸地区公共交通を守る会 の代表 駅周辺住民代表 庁内関係課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 宮崎県小林市細野 300 番地
(所 属) 小林市総合政策部企画政策
(氏 名) 大竹 聡
(電 話) 0984-23-0456
(e-mail) k_kikaku@city.kobayashi.lg.jp

別表1 路線毎の目標

・3年度(R2.10～R3.9)の目標利用者数は、1年度(R1.10～R2.9)の実績を基に30年度(H30.10～R1.9)と比較して得た増減率をかけて算出する。

$$3\text{バス年度}の目標利用者数 = 1\text{バス年度}の実績 \times 増減率(1\text{バス年度}の実績 / 30\text{バス年度}の実績)$$

・路線ごとに設定する目標利用者数の設定基準は、下記のとおりとする。

1年度の実績を踏まえた目標を設定する。
 輸送量2人以上の系統については、前年の増減率を踏まえた目標とする。
 輸送量2人未満の系統については、路線を見直すことで輸送量2人以上を目標とする。

期間		H29.10～H30.9	H30.10～R1.9	増減率 (1年度/30年度)	R2.10～R3.9		
項目名		30年度 (実績)	1年度 (実績)		3年度 (目標)	3年度 (計画運行回数)	基準 (輸送量2人/回)
No.	路線名						
1	小林－上九瀬線	10,354	10,101	97.56%	9,854	1,691	3,382
2	小林－鷓野循環線	553	594	107.41%	638	194	388
3	小林－岡原循環線	2,313	1,373	59.36%	1,788	894	1,788
4	小林－種畜牧場循環線	1,629	1,789	109.82%	1,965	444	888
5	小林－南ヶ丘線	955	991	103.77%	1,028	450	900
6	小林－環野－千歳線	1,481	1,400	94.53%	1,323	444	888
7	小林－運動公園循環線	967	733	75.80%	1,184	592	1,184
8	小林－深草循環線	763	817	107.08%	875	198	396
9	小林－大出水循環線	1,995	1,893	94.89%	1,796	296	592
10	小林-三松循環線 【岩瀬地区経由無】	5,340	5,832	109.21%	6,369	894	1,788
11	小林-三松循環線 【岩瀬地区経由有】					448	896
12	小林-三松循環線 【八幡原市民センター経由】					298	596
13	小林－上原循環線	114	260	228.07%	396	198	396
合計		26,464	25,783	—	27,216	7,041	14,082

※小林市地域公共交通網形成計画において、令和3年度の目標数を「28,300人」としているが、直近の利用実績に準じて目標値を設定する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

2021年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統キロ程	計画運行 日数	計画運行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
小林市	小林市	(1) コミュニティバス 上 九瀬線	小林駅	ふるさとセンター	上九瀬	往 27.2km 復 27.2km	365日	1685.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である 宮崎交通の小林駅～宮崎空港と 小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(2) コミュニティバス 鷓 野循環線	小林駅	高山公民館	小林駅	(循環) 18.3km	96日	192.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である 宮崎交通の小林駅～宮崎空港と 小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(3) コミュニティバス 岡 原循環線	小林駅	永久津小前	小林駅	(循環) 20.9km	295日	885.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である 宮崎交通の小林駅～宮崎空港と 小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(4) コミュニティバス 種 畜牧場循環線	小林駅	牧場	小林駅	(循環) 17.1km	146日	438.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である 宮崎交通の小林駅～宮崎空港と 小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(5) コミュニティバス 南ヶ丘線	小林駅	市役所下	南ヶ丘中央	往 11.7km 復 11.7km	148日	444.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である 宮崎交通の小林駅～宮崎空港と 小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(6) コミュニティバス 環 野・千歳線	小林駅	環野	千歳	往 14.8km 復 14.8km	147日	441.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である 宮崎交通の小林駅～宮崎空港と 小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(7) コミュニティバス 運 動公園循環線	小林駅	運動公園入口	小林駅	(循環) 10.8km	147日	588.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である 宮崎交通の小林駅～宮崎空港と 小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(8) コミュニティバス 深 草循環線	小林駅	西永久津公民館	小林駅	(循環) 20.3km	98日	196.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である 宮崎交通の小林駅～宮崎空港と 小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(9) コミュニティバス 大 出水循環線	小林駅	西小林小前	小林駅	(循環) 28.2km	147日	294.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である 宮崎交通の小林駅～宮崎空港と 小林駅にて接続	③
小林市	小林市	(10) コミュニティバス 三 松循環線	小林駅	市立病院前	小林駅	(循環) 8.0km	295日	885.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である 宮崎交通の小林駅～宮崎空港と 小林駅にて接続	③

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

2021年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統キロ程	計画運行 日数	計画運行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
小林市	小林市	(11) コミュニティバス 三 松循環線	小林駅	美人の湯	小林駅	(循環) 14.1km	295日	443.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である 宮崎交通と小林駅～宮崎空港小 林駅にて接続	③
小林市	小林市	(12) コミュニティバス 三 松循環線	小林駅	八幡原市民セン ター	小林駅	(循環) 18.1km	295日	295.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である 宮崎交通と小林駅～宮崎空港小 林駅にて接続	③
小林市	小林市	(13) コミュニティバス 上 原循環線	小林駅	陰陽石	小林駅	(循環) 18.0km	98日	196.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である 宮崎交通と小林駅～宮崎空港小 林駅にて接続	③

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	小林市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	38,178
交通不便地域	8,864

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,536	旧須木村	過疎地域
7,328	旧野尻町	過疎地域

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
地域公共交通網形成計画	平成29年3月	H30
地域公共交通再編実施計画		

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
38,178	対象人口 × 120円 × 1.0 + 460万円	9,181,360

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。なお、記載する場合の適用算定式においては直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の通知の算定式を用いること。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2))(実施要領の2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	再編 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
小林市	小林市	1	(1) コミュニティバス 上九瀬線 他 12系 系統	ワンステップ型		標準仕様	29	令和2年10月		一括

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
- 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

自家用有償旅客運送（コミュニティバス）の変更案について

1. 変更理由

定期的にご利用いただいていた利用者の入院等により、1回当たりの輸送人員が2.0を下回った。運行日及び運行時間を利用状況の多い箇所を厳選し、乗客の集約及び利用者数の増加を図る。

2. 変更日（案）

令和2年10月1日～

3. 対象路線（2路線）

（1）岡原循環線

見直し前（令和2年9月30日まで）		⇒	見直し後（令和2年10月1日から）	
運行日	月～土		運行日	月～金
運行本数	1日3便		運行本数	1日3便

（2）運動公園循環線

見直し前（令和2年9月30日まで）		⇒	見直し後（令和2年10月1日から）	
運行日	月・水・金		運行日	月・水・金
運行本数	1日4便		運行本数	1日3便

4. 利用者数の推移（平成27年度～令和元年度）

系統名	H27	H28	H29	H30	R1
岡原循環線	2,281	2,452	2,314	1,867	1,288
運動公園循環線	1,121	1,097	1,109	812	888

5. 令和元年度利用状況（曜日・ダイヤ別）

ダイヤ	月	火	水	木	金	土	計
7:53	91	101	83	88	157	48	568
11:38	80	107	94	95	128	66	570
17:38	27	26	32	23	24	18	150
計	198	234	209	206	309	132	1,288

ダイヤ	月	水	金	計
9:00	118	142	189	449
11:20	63	89	122	274
13:30	27	47	41	115
17:00	13	19	18	50
計	221	297	370	888

減便となる
曜日・時間帯

令和 2 年 月 日

九州運輸局 宮崎運輸支局長 殿

名 称 小林市
住 所 宮崎県小林市細野 3 0 0 番地
代表者の氏名 小林市長 宮原 義久

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 6 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 0 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 小林市
住 所 宮崎県小林市細野 3 0 0 番地
代表者の氏名 小林市長 宮原 義久

2. 登録番号

九宮市福第 2 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送：市町村福祉輸送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
小林市須木区内	月曜日・木曜日：堂屋敷区、夏木区、上九瀬区、下九瀬区 火曜日：内山区、麓区、永田区 水曜日：奈佐木区 金曜日：原区、中河間区

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
小林市須木庁舎	宮崎県小林市須木中原 1 7 5 7 番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
		バ ス	普通自動車 (軽)	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
小林市 須木庁舎	保有		()		()	()	()	()	1 ()	()	()
	持込		()		()	()	()	()	()	()	()
	合計		()		()	()	()	()	1 ()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送		
福祉 輸送	<input type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	<input type="radio"/>	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	<input type="radio"/>	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	<input type="radio"/>	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

路線：小林市須木区内 対価の額：全区域一律片道 100円

9. 添付書類

- (1) 路線図
- (2) 地域公共交通会議（又は協議会）において協議が調ったことを証する書類
- (3) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (4) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (5) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (6) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (7) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (8) 運送しようとする旅客の名簿（市町村福祉輸送を行う場合に限る。）
- (9) 登録証

市町村運営有償運送の更新登録について

1. 更新登録の法的根拠

市町村運営有償運送の申請に対する処理方針

「市町村運営有償運送」は、市町村が専ら当該市町村の区域内において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため市町村の長が主宰する地域公共交通会議の協議結果に基づき運送を行うものである。

2. 事業目的

須木地域は過疎地であり、コミュニティーバスを利用するにも最寄のバス停までが遠く、利用しづらい住民が多い。特に移動の制約が考えられる高齢者や身体障がい者等について、住みよい環境づくりのために交通手段を確保することを目的としている。

3. 更新登録申請の内容

(1) 有効期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日

(2) 運送の区域

小林市須木地域内のみ

(3) 委託事業所

社会福祉法人 そうあい

(4) 利用料金

須木地域全域片道100円

(5) 運送しようとする旅客の範囲

概ね65歳以上の要介護者、要支援者、身体・精神・知的障がい者等で単独では公共交通機関の利用ができない者

(6) 車両台数及び車種

車両1台 ステーションワゴン(10人乗り)

(7) 登録者数

86名

(身体障がい者 15名、要介護 22名、要支援 47名、知的障がい者ほか 2名)

(参 考)

令和元年度実績

運送回数 2,564回

利用者延人数 586人

運送収入 100円×2,564回=256,400円

委託料 (466円×1,408回)+(477円×1,156回)=1,207,540円